

《石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について》

資料1

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額は、段階的に引き上げを行い、令和2年度は96万円、令和3年度から令和4年度は99万円、令和5年度は102万円となっている。

地方税法に定められている法定限度額も、段階的に引き上げられており、令和2年度から令和3年度は99万円、令和4年度は102万円、令和5年度は104万円となっている。

① 石狩市の課税限度額の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	610,000	630,000		650,000
後期高齢者支援金分		190,000			200,000
介護納付金分		160,000	170,000		
限度額合計額 (円)		960,000	990,000	990,000	1,020,000

② 法定限度額の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎課税分(医療保険分)	限度額(円)	630,000		650,000	
後期高齢者支援金分		190,000		200,000	220,000
介護納付金分		170,000			
限度額合計額 (円)		990,000	990,000	1,020,000	1,040,000

2. 課税限度額改定の趣旨

保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、令和5年4月1日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「①課税限度額の改定(案)」のとおり引き上げられたことから、政令に基づき令和6年度から後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円引き上げ22万円に改定するもの。

① 課税限度額の改定(案)

区 分	改定前	改定後	備 考
基礎課税分(医療保険分)	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援金分	20万円	22万円	2万円引き上げ
介護納付金分	17万円	17万円	据え置き
計	102万円	104万円	2万円引き上げ

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市名	年度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合計
札幌市(料)	令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
千歳市(料)	令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
江別市(税)	令和4年度	63万円	19万円	17万円	99万円
	令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
恵庭市(税)	令和4年度	63万円	19万円	17万円	99万円
	令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円
北広島市(税)	令和4年度	63万円	19万円	17万円	99万円
	令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
	令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円

※札幌市、千歳市は改定済み。江別市、恵庭市、北広島市については令和6年度改定予定。

3. 課税限度額改定による影響

① 改定により影響を受ける世帯

(基準データ:令和5年10月13日現在)

対象世帯	うち影響世帯	影響割合
7,165世帯	66世帯	0.92%

② 改定により見込まれる課税増加額

(基準データ:令和5年10月13日現在)

医療給付費分	
課税増加額	1,417千円

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文【抜粋】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 略 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>二十二万円</u>とする。 3 略</p>	<p>(国民健康保険税の基礎課税額等の限度) 第五十六条の八十八の二 略 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、<u>二十万円</u>とする。 3 略</p>